

平成13年 労働基準法及び労働安全衛生法

〔問 7〕 労働基準法の休日等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 4週間を通じ4日の休日を与える変形休日制を採用している事業場においては、年間のどの4週間を区切っても、その中に4日の休日がなければならない。
- B 労働基準法上使用者が労働者に与えるべき休日は、午前零時から午後12時までの暦日でなければならない、どのような場合であっても、2暦日にまたがる連続24時間を休日とすることは認められていない。
- C 週休1日制の事業場において、就業規則に休日を振り替えることができる旨の規定を設け、その規定に基づいて、あらかじめ、当初予定されていた休日の8日後の所定労働日を振り替えるべき休日として特定して休日の振替えを行ったときは、当初予定されていた休日は労働日となり、その日に労働させても、休日に労働させることにはならない。この場合、4週4日の休日は確保されているものとする。
- D 36協定を締結し所轄労働基準監督署長に届け出た場合はもちろんのこと、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合であっても、使用者は、満18歳未満の労働者には、休日労働はさせることはできない。
- E 使用者は、妊産婦については、妊産婦からの請求の有無にかかわらず、深夜業をさせてはならない。